

# 国立大学法人高知大学教育研究評議会規則

平成16年4月1日  
規則第4号

最終改正 令和5年3月28日規則第132号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第14条第2項の規定に基づき、国立大学法人高知大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事（非常勤の理事を除く。）
- (3) 副理事
- (4) 副学長
- (5) 学長特別補佐
- (6) 学部長
- (7) 研究科長
- (8) 専攻長
- (9) 教育研究部長
- (10) 学系長
- (11) 全学教育機構長
- (12) 学生・教育支援機構長
- (13) 共通教育主管
- (14) センター連絡調整会議議長
- (15) 海洋コア国際研究所長
- (16) 医学部附属病院長
- (17) その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員 6人

2 前項第17号の評議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、評議員に欠員が生じた場合の後任の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項（経営に関する部分を除く。）
  - (2) 中期計画に関する事項（経営に関する部分を除く。）
  - (3) 高知大学学則（経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
  - (4) 教員人事に関する事項
  - (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
  - (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
  - (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
  - (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
  - (9) その他教育研究に関する重要事項
- （議長）

第4条 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、教育研究評議会を招集し、主宰する。
  - 3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する評議員が代理する。
- （会議）

第5条 教育研究評議会は、評議員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

- 2 会議は、出席した評議員の過半数の賛成をもって議決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- （評議員以外の者の出席）

第6条 議長が必要と認めるときは、教育研究評議会の同意を得て、評議員以外の者を教育研究評議会に出席させることができる。

（事務）

第7条 教育研究評議会に関する事務は、法人企画課において処理する。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、教育研究評議会の運営に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年11月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年4月12日規則第2号）

この規則は、平成18年4月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月26日規則第84号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第78号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月24日規則第16号）

この規則は、平成25年4月24日から施行する。

附 則（平成27年3月25日規則第142号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日に新たに任命される第2条第17号の評議員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則（令和4年3月24日規則第94号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日規則第132号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。